

計 画 書

大津湖南都市計画区域区分の変更（滋賀県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域および市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」
2. 人口フレーム

区分	年次	平成 27 年 (基準年)	令和 12 年
都市計画区域内人口		728.8 千人	739.9 千人
市街化区域内人口		607.6 千人	632.3 千人
配分する人口		——	620.4 千人
保留する人口		——	11.9 千人
（特定保留）		——	0 千人
（一般保留）		——	11.9 千人

理由

「別添理由書のとおり」

理 由 書

本都市計画における区域区分は、昭和 45 年の当初決定以来、6 回の定期見直しを行ってきたところです。

今回、令和 4 年 3 月に改訂した「区域区分の見直し要領」に基づき、中間見直しの一斉随時見直しをするものとし、都市機能の集約化を図る一方、本区域における人口増加や産業の伸びに対応する必要最小限の市街化区域拡大となるよう努め、当該都市計画区域内における適正かつ合理的な土地利用を実現するため、本案のとおり変更するものです。

「駒井沢町地区」、「青地町地区」および「追分南地区」については、すでに市街地を形成しているため、「富波甲地区」については、既成市街地に連続して現に市街化しつつある土地のため、「栗東東部地区工業団地地区」、「北中小路 3 期地区」、「富波乙地区」および「大篠原鷺坪地区」については、住宅施設または工業施設などの計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため、それぞれ市街化区域への編入を行います。